

「みどりの食料システム戦略」への提言書

令和3年 4月 8日

NPO法人民間稲作研究所 館野廣幸

NPO法人民間稲作研究所は、有機稲作を中心に有機農業技術を開発し実践している有機農業者を中心とした団体です。会員は全国に及び、各地で有機農業を実践し成果を上げています。この度、農水省が「みどりの食料システム戦略」という政策を掲げ、特に2050年に有機農業の実践圃場面積を25%に拡大すると明言されました。この政策の実現のためには、有機農業実践者や有機農業研究団体や消費者団体等と協議し、連携しながら進める必要があると思います。今回は私たち民間稲作研究所が有機農業を推進してきた栽培技術や活動実績を活用することによって、持続可能な社会と有機農業の目標25%以上の実現に十分に寄与できるものと考え、提言いたします。

(1)「有機農業」の本質の理解と普及

有機農業という言葉が生まれて半世紀が経ちますが、その本質については十分に理解されていないように思われます。有機農業が単なる化学合成農薬や化学肥料、遺伝子操作の不使用という表面的な理解では、持続可能な未来にたどり着けないと危惧します。有機農業の本質は、田畑に住む微生物を含む多くの生命の働きで農産物が生まれ、その農産物によって人間の生命も育まれるという大きな生命循環の輪を、豊かな生態系と共に守り育てる実践活動にあることを理解して普及することが大切です。

(2)有機種子の生産供給体制の整備と自家採種の促進

有機農業の推進拡大には有機種子が不可欠です。しかし、現在のところ日本において有機の種子生産供給（現在は稲のみ）を行っているのは、民間稲作研究所のみという貧弱な状況です。通常の種子の生産以上に有機種子の生産は労力を要しますが、有機種子がなくては、有機栽培が出来ません。早急に公的機関において有機種子の供給体制を整備すると共に、有機栽培農家が種子の自家採種できる環境整備をする必要があると思います。

(3)有機稲作と麦、大豆の輪作による自給率の向上

民間稲作研究所では、有機稲作生産圃場をフル活用して有機麦・有機大豆を輪作することによって、連作障害を回避しながら大豆の根粒菌による窒素固定によって省力で省資源の稲や麦の生産が可能となります。また、麦や大豆は国内の自給率を向上させる重要な作物となります。

(4)慣行稲作から有機稲作への栽培体系の見直し

慣行栽培の稲作は、戦後の稲作近代化の過程で導入された稚苗田植機による密植栽培が主流となっています。この慣行稲作は、農薬と化学肥料の投入を前提とした栽培体系です。近代化以前の稲作が成苗疎植によって病害虫を回避してきた事実を継承し、慣行稲作の栽培体系を成苗田植えを主体にした有機的栽培体系に変換すべきと考えます。また、成苗の育苗によってこそ、大豆や麦との輪作が可能になります。

(5)水利の工夫による除草不要の有機稲作の環境整備

民間稲作研究所が開発した有機稲作の栽培技術では慣行栽培以上の収益性と省力化が実現していますが、この技術の普及の最大の問題点は水利の不整合です。慣行栽培では5月の連休に田植えが集中し、労力も水利も逼迫しています。田植えを分散し、田植え後の深水管理が出来れば、除草剤も除草機も不要の省力稲作が可能です。水路の整備やため池、水田内貯水の「田んぼダム」の活用などで、有機稲作が容易となる水田環境が出来ます。

(6)生態系保全環境の確保と栽植密度の見直しによる病害虫の低減

有機稲作は水田の多様な生物生態系によって病害虫の多発を予防しています。水田の畦草やビオトープが生態系の維持に重要であることから、圃場の周辺環境を含めた有機的整備と管理が必要だと思います。また、圃場内環境に影響する栽植密度の疎植化は、作物の健全な生育環境を造り、病害虫の予防と省資源に有効です。民間稲作研究所が開発した成苗1～2本植えの疎植栽培が有機農業に最も適しています。

(7)地域内資源の活用による有機肥料の確保

稲一麦一大豆の2年3作の窒素固定機能の利用や農場内の米糠や屑大豆、さらに圃場周辺雑草を緑肥として活用し山林内の落ち葉など、国内に豊富にある地域の有機物資源を活用して発酵肥料や堆肥とすれば、低コストで有機農産物の生産と環境の保全ができます。

(8)有機稲作と有機畜産の連携

有機畜産の普及は、有機稲作や有機麦作との連携でより効果的に発展すると考えられます。農薬や抗生物質に汚染されていない厩堆肥は、微生物の活性が高く有効な有機肥料なり、水田の稲わらや畑の雑草が家畜や家禽の飼料となって循環します。

(9) 有機農業研修体制の整備

現在の有機農業研修の多くは、有機農家が直接に指導していて大変有効なのですが、有機農家の負担も研修生の生活も不安定です。有機栽培の研修生を受け入れる農家や研修生への財政的な支援を充実していくことが必要と思います。

(10) 有機農業の研究教育機関の整備

現在の有機農業技術の大半は、有機農家が実践の中から創り上げてきたものです。農作業に追われる中で、時間も資金もない農家にとって新技術の開発は大きなリスクや負担が伴います。これからは、国の研究機関や専門学校、大学などに有機農業専門の研究体制を整備すべきと思います。

(11) 生産と消費を直結させる「産消提携」の促進

有機農産物の多くは、消費者や飲食店などに直結した流通となっているため、食品ロスが少なく、生産圃場も特定できるトレーサビリティも確定しています。主食である米を主体にした産消提携ネットワークの整備で生産も安定して行えると思います。

(12) 学校給食への有機米・有機麦の供給

未来を担う子供たちに安全な有機食材100%の学校給食を行うことは、体力的な健康増進だけでなく精神的な健全性も養い、さらに食育による伝統文化の継承など多くの教育効果があることが実証されています。すでに民間稲作研究所と連携して千葉県いすみ市などは有機米100%の学校給食を実現しています。有機食材100%の学校給食は国や地方自治体が経費を負担し、教育の一環として無償化するべき事業と考えます。

(13) 有機認証制度の多様化

有機農業の実施に係わる認証や確認は、JAS有機認証制度や消費者との提携関係などにより担保されてきました。しかし、こうした認証には事務的経済的な負担が生じます。日本の国土全体の環境保全に貢献する有機農業の取組において、認証制度の負担を軽減することは、国の当然の責務と思います。また、今後は有機農業の発展に伴って、多様な認証や生産圃場の公開、証明などが必要になると思います。実態に即した簡素な制度を求めます。

(14) 化学合成農薬、化学肥料の使用への規制強化

有機農業の生産現場には認定制度などが実施されていますが、農薬や化学肥料を散布し環境に負担を与えている慣行(農薬・化学肥料栽培)農業についてこそ、安全性の徹底など検査認定が必要と思います。有機農業にとっては、慣行栽培圃場からの農薬のドリフトや流出が大きな問題となっていますので、農薬散布者に対する講習義務・免許制度などの導入も必要かと思えます。

(15) 遺伝子操作作物の規制強化と表示の義務化

遺伝子を操作したゲノム編集作物の栽培が許可されたことにより、有機栽培にゲノム編集作物が使われることのないように、規制と表示の義務化を実施すべきと考えます。また、食品として流通するゲノム編集農産物が増殖しないように食品にも表示すべきと思います。

(16) プラスチック資材の使用低減

農業生産ではマルチフィルムや防虫ネットなどのプラスチック資材が使用されますが、生態系保全や温暖化防止の観点から、有機栽培も含めてプラスチック資材の低減が必要です。特に慣行稲作では、プラスチック被膜で覆ったコーティング肥料が多用され、河川や海洋に流出して環境を汚染していますので、使用を止めるべきと思います。

(17) 小水力発電など水利活用エネルギーの推進

原子力発電所の事故により多くの農業者や農地が被害を受け、とりわけ有機農業者への影響が大きいことから、安全なエネルギー政策を要望します。例えば日本の水田は傾斜地が多く、多数の水路が巡り、流れも速くなっています。こうした水路の水力を利用して小水力発電により、地域自給型電力の推進も可能と思われれます。

(18) 有機栽培者と有機栽培圃場への財政支援

有機農業には、圃場については「環境保全型農業直接支払」などの支援があるが、今後の有機農業拡大のためには有機農業の作業や活動への直接支払なども拡充すべきと思います。支援の対象は販売農家だけでなく有機の自給栽培者も含め、さらには有機農産物を購入する消費者にも

及ぶようになれば有機農業の拡大は確実に実現すると思います。
以上